

第3回教育委員会定例会議事要録

詳細 教育総務部教育総務課 電話03-3981-1141

附属機関又は 会議体の名称		教育委員会定例会
事務局（担当課）		教育総務部教育総務課
開催日時		平成20年3月11日 午後2時00分
開催場所		教育委員会室
出席者	委員	中島 章皓（委員長）、三神 和子（委員長職務代理者）、 月岡 透、松木 正一、日高 芳一（教育長）
	その他	中央図書館長、教育総務部長、教育総務課長、教育指導課長、 学校運営課長、教育改革担当課長、統括指導主事
	事務局	教育総務課庶務係長、教育総務課庶務係主事
公開の可否		公開 傍聴人数 0人
非公開・一部公開の 場合は、その理由		
会議次第		<ol style="list-style-type: none"> 1. 第6号議案 豊島区文化財の登録について（答申） 2. 第7号議案 豊島区教育委員会の権限に属する事務の委任等 に関する規則の一部改正について 3. 第8号議案 豊島区教育委員会の権限に属する事務の補助執 行に関する規則の一部改正について 4. 第9号議案 豊島区立図書館処務規則の全部改正について 5. 第10号議案 豊島区教育委員会事務局処務規則の一部改正に ついて 6. 協議事項 教育に関する事務の点検及び評価の実施について 7. 報告事項 平成20年度教育管理職人事異動について 8. 報告事項 豊島区教育委員会推薦図書選定資料 9. 報告事項 学校評価の充実と改善に向けて 10. 報告事項 「豊島区教育に関する事務の職務権限の特例に関 する条例」議案の撤回請求について

審議経過

委員長)

第3回教育委員会定例会を始めます。本日の署名は月岡委員と三神委員にお願いします。

(1) 第6号議案 豊島区文化財の登録について(答申)

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

委員)

戦時中の遺物とは、具体的に何を保存するのでしょうか。文中では、焼夷弾が貴重な資料と書かれていますが。

教育総務課長)

焼夷弾そのものが遺物として登録されているかどうかは確認しておりませんが、地層に突き刺さった角度から進入経路が推定されるのではないかとということで、記載しています。

近代以降の出土遺物には、具体的には皿やガラス瓶など当時の日常生活に使われていた品々が主に含まれます。

委員)

戦時中の出土遺物を保存する程の価値が本当にあるのでしょうか。遺物として残すにあたっては、明確な一定の基準が必要だと思います。

教育総務課長)

文化財保護法では、中世以前の遺物は保存しなければならないとされており、近世以降につきましても、各自治体の判断とされておりますが、23区の場合は東京都教育委員会との間で、江戸御府内及び中山道等の街道沿いから出土した江戸時代の遺物については保存する取り決めになっております。その中でどれを選択するのは学芸員の判断になります。遺物の保存場所の確保については大きな課題となっており、取捨選択を厳しく行うよう改めて伝えたいと思います。

委員)

明治以降の物を保存するようになったのは、最近のことだと記憶しています。保存価値の有無は、学芸員だけではなく課長自身の判断が必要ではないかと思えます。

委員)

明治以降の物は、採掘物でなくとも、一般の家で残っていたり使用しているものがたくさんあると思います。形が整っていて壊れていない、展示に耐えるような物品を収集して郷土資料館等で公開した方が価値があるのではないのでしょうか。

教育総務課長)

現在、包蔵地は15箇所ありまして、そのうち江戸以降の遺物を採集するのは3箇所、染井・巣鴨・駒込の道路沿いの地区に限定しています。文化財は、美術工芸品と違い、その場所で採掘され、当時の生活の有り様を後世に伝えるところに価値がありますので、明

治以降の遺物保存についてはよく話し合い、必要なものを精査して登録していきたいと思
います。

委員)

倉庫を以前見に行きましたが、数量が膨大で、整理が遅れていると聞きました。

教育総務課長)

現在は、進捗状況が把握できるように一覧表を作成し、計画を立てながら整理作業を進
めています。昨年は任意団体であった遺跡調査会をNPO法人化しました。組織も強化さ
れ、目的・位置づけも明確化して、区の文化財行政に寄与する団体となっています。職員
のモチベーションも上がっており、あと3年程で解消されると思います。

委員長)

他にご意見ございますか。この件は承認ということによろしいでしょうか。

(委員全員 異議なし)

(2) 第7号議案 豊島区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改 正について

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

ご質問等ありましたらお願いします。

委員)

第2条第12号についてですが、現在、職員の任命権者は教育委員会となっていますよ
ね。そうであれば、現行と変わらないのではないのでしょうか。

教育総務課長)

今は教育長に委任するということになっています。今回の地教行法の改正では、教育長
に委任できない事務が明確に示されており、職員の任免等の人事に関する事務について教
育長の委任から外すこととなります。

委員)

教育委員会の権限をあまりに明確にしてしまうと、難しい問題が生じてはきませんか。
例えば、部課長や一般職員の人事を決める際にも、今後は教育委員会で諮らなければなら
なくなるのでしょうか。

教育総務課長)

今回の法改正は、教育委員会の権限を明確にし、客観性と透明性を担保するという趣旨
で行われており、他の自治体の委任に関する規則等も参考にして条文の案を作成いたしま
した。形式的には教育委員会で発令を行うこととなりますが、実際には現行と変わらない
と考えております。

教育総務部長)

区の教育委員会の部課長を含めた事務職員は事務従事ということで、区長名での任命に
なり、幼稚園教諭と非常勤・臨時職員について教育委員会が任命するということになりま

す。地教行法の改正に併せて、今回、規則を改めるものですが、実際に全てを教育委員会に諮るかどうかについては4月までに整理させていただきたいと思います。

委員)

実態は今まで通りで形式上整えるとなると、実際に問題が生じたときに紛糾する可能性があります。事務従事というのは、区長部局から教育委員会に出向するときの辞令の形式であり、教育委員会でこれを受けるかどうかや配属先は、本来、教育委員会が決めるべきことだから、任命権者である教育委員会の名で発令しているわけです。この改正に反対はしませんが、内部の決定権限については、内部委任や先決というような方法で処理ができるのですから、その辺りをよく検討した方がよいと思います。

教育総務課長)

ご指摘いただいた点を改めて整理した上で、今回お示した形で改正手続を進めさせていただきたいと思います。

委員長)

では、この件は承認するというところでよろしいでしょうか。

(委員全員 異議なし)

(3) 第8号議案 豊島区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

ご質問等ありますでしょうか。承認でよろしいですか。

(委員全員 異議なし)

(4) 第9号議案 豊島区立図書館処務規則の全部改正について

<中央図書館長 資料説明>

委員長)

ご意見ご質問はありますか。

委員)

ひとつだけお願いしたいのですが、副館長として課長級職員をぜひ配置していただきたいと思います。館長は地域館を含めて全体を見渡せる立場にいないと、中央図書館の業務に忙殺されて、地域館のあり方や今後の方針について考える時間が取れないと思いますので、ぜひお願いします。

委員長)

他にご意見ありますか。では承認でよろしいでしょうか。

(委員全員 異議なし)

(5) 第10号議案 豊島区教育委員会事務局処務規則の一部改正について

< 教育総務課長 資料説明 >

委員長)

改築担当係長ではなく、改築担当係ではないのですか。

学校運営課長)

改築担当係長が一人就く形ですので、係ではありません。

委員)

学校施設系の事務分掌に、学校改築に関することも入っているわけですから、改築担当係長という名称だと、少し紛らわしいように思います。改築計画担当係長という職名の方が実態をよく表しているのではないのでしょうか。

学校運営課長)

学校改築は大きな事業ですので、改築担当係長が中心となりますが、実質的には学校施設係と一体化して進めていきます。

教育総務部長)

改築計画担当係長の方がわかりやすいという指摘はその通りかと思います。21年度に新たに組織改正を検討する予定ですので、課題とさせていただきます。

委員長)

他にご意見ございますか。よろしいでしょうか。

(委員全員 異議なし)

(6) 協議事項第 1 号 教育に関する事務の点検及び評価の実施について

< 教育総務課長 資料説明 >

委員長)

ご意見ご質問がありましたら、お願いします。

委員)

第 2 条の 2 行目「最小の経費で最大の効果をあげる」という文言が入っていますが、予算を余らせて成果を果たす方が良い評価を受けるという意味になってしまいます。

到達目標に対してどれだけ達成したかということが重要でありますから、文言を整理した方がよいかと思います。

教育総務課長)

教育予算を有効活用しながら最大の教育効果に結びつけるという趣旨ですので、委員のご意見を踏まえて整理させていただきます。

教育総務部長)

補足をいたしますと、この文言には、地方自治法等の考え方が入っているかと思いますが、教育委員会が自らの事務執行について、外部の委員会を活用して客観性や透明性の高い評価を行うことが重要な目的となります。

委員)

点検評価の項目や内容については未定だそうです。3名の委員でできるのでしょうか。

教育総務課長)

教育委員会事務局の事務全てが点検評価の対象になりますが、委員会では、年度ごとにテーマを設け、重点的に審議してもらうことを考えています。

委員)

以前、学力テストの数値が出たときにも申し上げましたが、あらゆることを数値化することへの疑問を感じます。点検して出た評価をどのように参考にして活用していくかが重要です。その辺りを含めて実施していただきたいと思います。

教育総務課長)

数値化がなかなか難しい事業もございますので、数値だけで画一的に判断するのではなく、アンケート等で直接ご意見をいただいて斟酌するなどしていきたいと思います。指標の取り方については、実態を把握できるように設定していきたいと考えております。

教育総務部長)

若干補足いたしますと、現在、区の事業については事務事業評価や外部評価を行っております。教育委員会の評価は初めて行いますが、例えば、としまアカデミーでは事業目的や受講人数、アンケートによる満足度などの結果を1枚の用紙に取りまとめて事業評価をしてもらう方法を考えております。また、教育指導課の学力向上政策についてなど、ある一定の目的をもった複数の事業を取りまとめて、それぞれの実施状況や効果を評価していただく形も考えています。中身については準備中でございますので、来年度の実施に向けて調整してお示ししたいと思います。

委員長)

以上でご意見よろしいでしょうか。

(委員全員 協議事項了承)

(7) 報告事項第1号 平成20年度教育管理職人事異動について

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご意見ご質問はありますか。

委員)

次回の委員会までに退職者一覧の作成をお願いします。

委員長)

以上でよろしいでしょうか。

(委員全員 報告事項了承)

(8) 報告事項第2号 豊島区教育委員会推薦図書選定資料

<教育指導課長 資料説明>

委員)

今の中学生には、明治時代の作家達の作品は難しくはないでしょうか。現代語訳も出て

いると聞きましたが。

教育指導課長)

最終的に原文で読めるに越したことはないのですが、中身の面白さから、現代語訳に親しんで読むということも奨励すべき行為かと思います。更に内容の理解が深まったところで、原文にも挑戦することが中学校の学習内容でございますので、日本語の古い表現や美しさについても親しませていきたいと考えています。

委員)

小学生に推薦する伝記は、どの程度の内容ですか。

教育指導課長)

小学生向けに書かれた児童書の内容です。

委員)

歴史上の人物の本も取りあげたらいかがでしょうか。

教育指導課長)

今回の推薦図書は、豊島区ゆかりの作家を含めるなど、何度も検討を重ねまして絞りました。名作から多く選定しましたが、これが全てではなく、この推薦図書をきっかけに読書の楽しさ・深さを生徒が感じ取るのがねらいです。実際に子供たちの手に配られた後の反応を見ながら今後も選定していきたいと思います。

委員長)

学校では、この選定図書をどう扱うのですか。

教育指導課長)

学校図書購入の際には、この選定図書を揃えるように働きかけをしていきたいと思えます。また、図書館等にコーナーをつくるなど連携していければと考えています。

委員)

としまテレビなどでもPRすればよいと思います。

委員長)

以上でご意見よろしいでしょうか。

(委員全員 報告事項了承)

(9) 報告事項第3号 学校評価の充実と改善に向けて

<教育指導課長 資料説明>

委員)

評価の視点や観点を説明して、なるべく簡素で書きやすいものにしてあげないと先生方の大きな負担になってしまいます。

教育指導課長)

ご指摘の通り、今までは、小学校では46項目、中学校では45項目にわたる全校共通項目を教職員が手作業で集約するため、事務量が多くなっておりました。このやり方を今年度で廃止し、校長が挙げた重点項目について保護者や評議会のメンバーから意見聴取し、

最初に示した校長の計画がどう達成されたかを議論してもらい、次年度の計画に反映させる方法に変更いたします。

委員)

教育委員会としても全部に目配りできなくなりますから、5～10項目位の評価項目を各校長が決め、問題が見つければ修正していく方法が現実的なのではないかと思います。

統括指導主事)

ご指摘の通り、校長会でも10項目程度が数として適当ではないかという意見がでています。校長の経営方針が絞られれば、保護者アンケートの項目も絞られてきますので、保護者や地域にとって、わかりやすい評価項目を設定してもらおうよう、校長会で案内しております。学校評価の内容につきましては、昨年11月に東京都で統括指導主事の研修が3日間ございまして、都全体がこういった動きの中で学校評価を進めていくことになるかと思っています。私自身も研修に参加し認定を受けてまいりましたので、豊島区の中でこの内容をしっかりと実践していきたいと思っています。

委員)

学校経営の中では、校長はどういう経営方針があるか、その経営計画の根拠は何かを把握することが大事ですから、あまり厳しく評価を求めすぎないようにお願いしたいと思います。また、保護者アンケートについては、もう少し保護者が理解しやすく答えやすいような内容の工夫が必要かと思っています。

統括指導主事)

当初は外部評価という位置づけでアンケートを行っておりましたので、多岐にわたる項目を集計してお示ししていましたが、あくまで自己評価のひとつと捉え、校長が経営方針に基づいた評価項目を地域の方や保護者に丁寧に伝えていくことが重要だと考えています。私どももこの学校評価を頑なに進めていく考えはございませんし、評価システムを検証しながら改善していきたいと考えています。

委員)

これまでは、開かれた学校づくりを目指してきましたが、今は外部が学校の中に入り込みすぎるくらいがあるように思います。建設的な意見でなく、自己主張を押し通す側面もあるのではないかと感じています。

教育指導課長)

教育改革の流れの中で、豊島区では地域が応援団となって子どもの成長を見守るという趣旨に基づいた学校評価が望ましいと考えています。学校運営連絡協議会の方々にもこの趣旨をお伝えしていきたいと思っています。

委員)

学校運営連絡協議会についての報告をお願いします。また、その協議会に関する個々の学校の問題点については、校長だけで解決させないで教育委員会で支援する体制をとらないと、学校が歪んでくる恐れがありますから、きちんと把握していきたいと思っています。

統括指導主事)

学校評価ガイドラインの中にも、設置者である教育委員会がしっかり学校を支援するようにと明記されております。現在の学校運営連絡協議会のシステムは、校長が人選し、委嘱をしておりますので、次年度は校長が人選し、教育委員会が委嘱する形式に改善したいと思っております。教育委員会全体の問題となりますので、他の課と連携しながらこのシステムを進めていきたいと考えています。

委員長)

他にご意見ございますか。以上でよろしいでしょうか。

(委員全員 報告事項了承)

(10) 報告事項第4号 「豊島区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」議案の撤回請求について

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

ご意見ご質問をお願いします。

委員)

手続上宜しくなかったのであれば、照会文が届いたときに回答を拒否することもできたのではないのでしょうか。

教育総務課長)

当初は、区議会の議決前に意見照会を済ませることができるのであれば、法的に問題はないであろうと判断し進めてまいりました。しかし、会派の中で意見調整をした際に、やはりこれまでどおり上程前に意見照会を済ませという慣例を尊重すべきであろうという意見が大半を占めたと伺っております。

教育総務部長)

条例を制定する条件として、議会は議決前に教育委員会の意見を聴かなければならないという条文が法律上ございまして、その点を十分理解して手続をすればよかったのですが、議決前に照会すれば問題はないと解釈してご審議いただき回答書を出したため、慣例の手続を欠いてしまったことが一番の反省点かと考えております。内容としては全く問題のない条例ですが、第1回定例会における議案は撤回されておりますので、第2回定例会で同議案が提出される前に、教育委員会に対する照会が再度行われることになると思っております。

委員長)

以上でご意見よろしいでしょうか。

(委員全員 報告事項了承)

(11) その他

学校改築計画の進捗状況について

(午後4時45分 閉会)